

大阪市東淀川区と大阪医療福祉専門学校の連携協働に関する協定書

大阪市東淀川区と大阪医療福祉専門学校（以下「両者」という。）は、包括連携に関する基本事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者の包括的な連携協働のもと、東淀川区内における保健福祉の推進をはじめとしたさまざまな分野において相互に協力し、区民サービスの向上および地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携協働事項等）

第2条 両者は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について相互に必要な連携協働を行う。

- (1) 保健福祉に関すること
- (2) 子育て・教育に関すること
- (3) 安全・安心に関すること
- (4) スポーツ振興に関すること
- (5) 地域コミュニティ活性化に関すること
- (6) その他両者が必要と認める事項

2 両者は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議のうえ、具体的な実施内容について決定する。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1カ月前までに、両者のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密の保持）

第4条 両者は、本協定に基づく連携により相手方から知り得た秘密情報を、第三者に開示、漏えいまたはこの協定に定めるもの以外の目的のために使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、両者が協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が記名押印の上、各々1通を保有する。

令和7年9月24日

大阪市 東淀川区長

武富 康彦

大阪医療福祉専門学校 学校長

橋本 勝信